

7 参考資料(関連法規)

1) 防火・耐火構造とモエンの選定

防・耐火性能上の建築物の種類			外壁に要求される耐火構造など	モエン使用可否
耐火建築物			耐火構造(1時間)[延焼のおそれのある部分]	△ ※1
			耐火構造(30分)	△ ※1
準耐火建築物 (▼)	イ準耐 ※2	木造3階建 共同住宅等	準耐火構造(1時間)[延焼のおそれのある部分]	○ ※7
			準耐火構造(30分)	○ ※7
			準耐火構造(45分)[延焼のおそれのある部分]	○ ※7
			準耐火構造(30分)	○ ※7
	ロ準耐	1号(外壁耐火) ※3	耐火構造(1時間)[延焼のおそれのある部分]	△ ※8
			耐火構造(30分)	△ ※8
		2号(不燃構造) ※4	防火構造:不燃下地(30分)[延焼のおそれのある部分] ※6	○ ※9
			準不燃材料	○ ※9
その他(▼) (耐火建築物・ 準耐火建築物以外)	木造建築物等 (木造・一部に木材を使用する 鉄骨造など) ※5		防火構造:木造・不燃下地(30分)[延焼のおそれのある部分]	○
			準防火性能(20分)[延焼のおそれのある部分]	○

※1 センチュリー・モエン外壁耐火構造(※1'を含む)、プラスター・モエン外壁耐火構造、ダイケン・ニチハ耐火ウォールCは対応可。

※2 主要構造部を準耐火構造とした準耐火建築物。

※3 外壁を耐火構造(内部火災によっても外壁が倒壊しない、自立する構造)とした準耐火建築物。

※4 主要構造部を不燃構造(柱・はりが不燃材料で、壁の延焼のおそれのある部分は不燃下地の防火構造、それ以外の部分の仕上げ、下地が準不燃材料以上で造られたもの)としたもので、木材を下地の一部に使用していない鉄骨造などの準耐火建築物。

※5 「木造建築物等」とあるのは、主要構造部のうち自重若しくは積載荷重または積雪を支える部分が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた建築物で、木造・鉄骨造などの建物で外壁(胴縁を含む)の一部、もしくは全体に木材を使用した建築物。

注:木胴縁などの木材を鉄骨造で使用する建築物の場合、「木造建築物等」に該当する建築物かどうかの取り扱いについては各特定行政庁で異なる場合がありますので確認してください。

※6 不燃構造の不燃下地は外壁の下地組みを鉄骨などの材料で構成し、木材等を使用していないと示したものです。

※7 モエンの使用可否は、カタログの各商品ページ耐火等級マークなどをご参照ください。

※8 センチュリー・モエン外壁耐火構造、プラスター・モエン外壁耐火構造、ダイケン・ニチハ耐火ウォールCは鉄骨下地を前提とした個別認定となりますが、いずれも非耐力壁仕様での認定です。基本的にロ準耐1号への適用は困難です。

※9 不燃構造には木胴縁が使用できませんので、不燃下地ではCOOL、エクセラード、またはモエンSを使用してください。(モエン・M・モエンWは、不燃下地への通気金具施工や直張りができません)

■耐火構造等の区分(▼)

耐火構造、準耐火構造は屋内において発生する通常の火災時の性能を有するものとして、また防火構造、準防火構造(土塗り壁同等)は周囲において発生する通常の火災時の性能を有するものとして、外壁仕上げ材、下地、屋内側被覆を含む壁体としての火災時の性能を表すものであり、屋内側被覆についても告示等で定められた仕様で施工してください。(P269~272参照)また、耐火構造、準耐火構造、防火構造にはそれぞれ防耐火認定番号があります。認定番号はP265~267または最新の総合カタログをご参照ください。

■防火材料の区分

不燃材料、準不燃材料、難燃材料に分けられ、材料自体(基材)の火災時の性能を有するものとしての材料認定番号があります。各認定番号はP264または最新の総合カタログをご参照ください。

■防火地域の区分(▼)

防火地域、準防火地域、指定なしの区分に分けられ、指定なしの地域についても特定行政庁が指定する法22条区域があります。各区域により建築物の防火に関する制限がありますので確認を行った上、材料を選定してください。

▼ 2018年法改正により、特定準耐火構造が規定され耐火構造と同等以上での設計が可能となりました。

▼ 最新の法令をご確認のうえ、実際の要求性能については建築主事や確認審査機関にご確認ください。